

# JARI-RB 審査ニュース

第160号

[2010年7月15日]

財団法人 日本自動車研究所  
審査登録センター (JARI-RB)

## 「登録契約書」文面の変更についての意見募集

常日頃より大変お世話になっております。

現在締結していただいております登録契約書の内容の一部を変更したく、ご意見を募集いたします。

つきましては、JARI-RBホームページの「お客様専用ページ」に「登録契約書新旧対照表」と「ご意見記入用紙」を掲載しました。

登録契約書のご担当者様におかれましては、組織内のご意見をとりまとめていただき、[rb-office@jari.or.jp](mailto:rb-office@jari.or.jp) のアドレスへご返信下さいますようお願いいたします。

契約内容の主な変更の狙いは、昨年8月に発行された、MSの信頼性ガイドライン対応委員会のアクションプランに対応することです。また、一部に現状の運用実態に合わせて若干の追加すべき事項を付加いたしました。

ご意見募集の締切日は2010年7月31日とさせていただきます。

## 「JARI-RB交流セミナー」開催のご案内

ご登録のお客様に有効なマネジメントシステムを実現していただくために、セミナーを開催致します。

つきましては、「JARI-RB交流セミナー開催のご案内」をJARI-RBホームページの「お客様専用ページ」に掲載しました。

参加申込は、原則1組織あたり2名以内とさせていただきます。

マネジメントシステムの事務局担当様におかれましては、組織内の参加者を取りまとめていただき、「セミナー申込フォーム」によりお申込みください。

今回のセミナーは、午前にQMS、午後にEMSの課題を掲げた2部構成にし、特に組織の皆様からご要望が高かった「内部監査」、「著しい環境側面」についての課題を取上げるとともに、ISO 50001「エネルギーマネジメントシステム」の概要についても情報提供します。

### ◆開催日時・定員・場所

・東京会場 : 2010年9月29日(水) 10:00~16:50 定員 120名  
機械振興会館 (港区芝公園三丁目5番8号)

・名古屋会場 : 2010年10月1日(金) 10:00~16:50 定員 130名  
名古屋市中小企業振興会館 (名古屋市千種区吹上二丁目6番3号)

◆参加費用 : 無 料

◆申込締切 : 2010年8月31日(火)

## 更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0037	2010. 6. 30	トヨタ自動車株式会社 上郷工場	自動車用エンジンの生産
JAER0254	2010. 6. 30	いすゞ自動車株式会社 開発部門	自動車及び関連機器の研究開発・設計活動
JAER0255	2010. 6. 30	株式会社スズキ部品浜松	アルミダイカスト部品及び自動車用駆動部品の製造
JAER0338	2010. 6. 22	葵機械工業株式会社	自動車用板金部品, 機械加工部品の製造
JAER0584	2010. 6. 25	内海工業株式会社	輸送機械用等一般金属プレス部品の電気亜鉛めっき加工 及び電気部品のニッケル-スズめっき加工
JAER0586	2010. 6. 25	浜名部品工業株式会社	自動車用部品(プロペラシャフト等)の開発・製造
JAER0740	2010. 6. 15	株式会社駿東	自動車の整備, 修理及び販売
JAER0741	2010. 6. 29	株式会社ケーヒン 栃木開発センター・角田開発センター	二輪車, 四輪車及び汎用エンジン等の周辺機器並びに 電子制御ユニット及び自動車用空調システム製品の 開発, 設計

## 更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0018	2010. 6. 30	浜名部品工業株式会社	自動車用部品(プロペラシャフト等)の開発・製造
JAQR0019	2010. 6. 30	大野精工株式会社	シャフト, ギヤ, ボルト・ナット, ハウジング等自動車部品の 製造
JAQR0078	2010. 6. 22	一井工業株式会社	自動車用板金部品, 並びに金型及び治具の製造
JAQR0080	2010. 6. 22	株式会社KYOEI ARACO	シート, シートカバー等自動車部品の製造
JAQR0081	2010. 6. 22	株式会社ナカヒョウ 本社・本社工場・飛騨工場	センサープレート等の自動車用プレス部品, 住宅用及び 電子機器用プレス部品の製造
JAQR0082	2010. 6. 22	東京リッチ産業株式会社	自動車用灯火器及びその他自動車用部品の 試作モデル製造

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ (URL:<http://www.jari-rb.jp/>) をご参照ください。

**環境関連法規等の動き**

(10.5/20~10.6/18)

**法令情報****1. 排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令環境省令第10号 (2010.6.1 環境省)**

公布：2010.6.1 施行：2010.7.1

ほう素・ふっ素などの暫定排水基準を見直し、一律排水基準への移行と暫定排水基準の強化を実施。

**【規制の背景】**

工場などの排水中に含まれるほう素・ふっ素・**硝酸性窒素**の環境基準については、2001年に一律排水基準が施行されている。しかし、これらの基準にすぐに対応することが難しい業種については暫定排水基準が設定されている。その暫定排水基準が2010年6月30日に適用期限を迎えるため、**環境省**はそれ以降の基準を定めた。

**【改正概要】**

暫定排水基準が設定されている21業種のうち、6業種を一律排水基準の対象とする。一方、残る15業種については、現行の暫定排水基準を強化するか、現状のまま、それぞれ2013年6月30日まで延長する。

- 1) ほう素及びその化合物：見直しの結果、暫定排水基準値のままとして変更なし。
- 2) ふっ素及びその化合物：非鉄金属精錬・精製業を一律排水基準へ移行『11mg/1から8mg/1』、ほうろう鉄器製造業など2業種について暫定排水基準値を強化『25mg/1から15mg/1』。
- 3) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物：すず化合物、イットリウム酸化物、炭酸バリウム、黄鉛顔料及び硝酸銀などの製造業5業種を一律排水基準(100mg/1)へ移行、暫定排水基準値が強化されたものは電気めっき業『500mg/1から400mg/1』など6業種(下水道業『250mg/1から170mg/1』、酸化コバルト製造業『400mg/1から220mg/1』、ジルコニウム化合物製造業『1800mg/1から1000mg/1』、モリブデン化合物及びバナジウム化合物製造業『2000mg/1から1800mg/1』)である。

なお、畜産農業に関する硝酸性窒素の基準値『900mg/1』と、温泉旅館に関するほう素『500mg/1』とふっ素『50mg/1』の基準値については現状通りとされている。

**2. PFOS又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表PFOS又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令(厚労・経産・環境省令第4号)**

公布：2010.5.26 施行2010.10.1

化審法の第一種特定物質に指定されたPFOS類の例外的使用に対する技術上の基準が定められた。

**【技術基準が定められた経緯】**

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成21年政令第256号)では、第一種特定化学物質の例外的な使用による環境汚染を防止するために、基準適合義務及び表示義務が課せられる製品として、PFOS(ペリフルオロオクタンスルホン酸)又はその塩を使用する4製品(エッチング材、半導体用のレジスト、業務用写真フィルム、消火器、消火器用薬剤及び泡消火剤)が指定されており、法に従って実施するために、この技術上の基準が定められた。

**3. 工場立地法施行規則の一部を改正する省令(財務・厚労・農水・経産・国交省令第1号)及び工場立地に関する準則の一部を改正する告示(財務・厚労・農水・経産・国交告示第2号)**

公布：2010.6.30 施行：2010.6.30

太陽光発電施設の導入促進並びに工場敷地の有効利用化を狙い、太陽光発電施設が工場立地法に規定する環境施設(噴水等の修景施設や屋内運動施設のような緑地でない環境施設類)に充当された。

**【改正の概略】**

## 1) 施行規則関連(規則第4条関係)

- ①『太陽光発電施設』を環境施設とする。
- ②『太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの』を環境施設とする改正により、敷地面積のうち緑地を含め25%以上の確保が義務とされる「環境施設」に太陽光発電の施設が盛り込まれた。工場の屋上に設置される太陽光パネルが環境施設となり、従来の環境施設だった部分を生産施設や駐車場に替えることも可能となる。温暖化ガスの排出削減につながる事が期待される。

## 2) 準則関連(準則第2条関係)

(太陽光発電施設が緑地と重複する部分は緑地面積に算入するにあたり制限がある。)

- 3)その他：「軽微な変更」に緑地の削減に係る面積規模を追加。（規則9条第5号関係）  
特定工場に係る緑地の削減による面積の削減であって、減少する面積の合計が10平方メートル以下のものは届不要。（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行なう必要がある場合に限る）

## 一般情報

### 1. 「アスベストモニタリングマニュアル」の改訂(第4版)について(お知らせ)(2010.6.10 環境省)

解体現場等において迅速にアスベスト濃度を測定できるようマニュアルが改訂された。

#### 【背景・経緯】

アスベストの主要な発生源はアスベスト製品製造工場であったが、現在は全て廃止された。今後は、建築物その他の工作物の解体現場等がアスベストの主要な発生源となるため、クリソタイル以外のアスベストの分析に対応できる方法を検討する必要がある。また、建築物その他の工作物の解体等は、工期が短時間の場合もあり、測定結果までに時間を要する課題があった。

#### 【改訂の要点】

- (1)一般環境と解体現場等におけるモニタリング方法を区別する。  
今後の主要発生源は解体現場等であるという事実に基づき、一般環境とは別に方法を定めた。
  - ・石綿を同定できる方法；位相差/偏光顕微鏡法、蛍光顕微鏡法、可搬型等の分析走査電子顕微鏡法
  - ・必要に応じて、総繊維数の係数又は石綿の同定を行う；繊維状粒子自動測定器
- (2)クリソタイルを主なターゲットとした現行の測定方法を見直し、総繊維数が一定レベル（1本/L）を超えた濃度においてはアスベストの同定を行う。  
なお、今回の改訂では新しい測定方法は、知見の確立がまだ十分でなく、紹介という形に留められている。

#### 【アスベスト類に係る参考情報】

- ・アスベスト繊維類：クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライトなど。
  - ・国内の累積予測量：1,000万トン
  - ・建築物解体時の石綿スレートのアスベスト排出量予測：2020年～2040年にかけて、毎年100万トン前後。
  - ・アスベスト類似繊維類：ロックウール、グラスファイバー、セラミック繊維、石膏、パルプなど。
- 「参照：<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>」

### 2. 「エネルギー基本計画」が閣議決定される（2010.6.18 経済産業省）

エネルギーをめぐる情勢の変化や施策の進捗を踏まえ、エネルギー基本計画の第二次改訂を実施。

#### 【エネルギー基本計画について】

[エネルギー政策](#)基本法に基づく『エネルギー基本計画』は、1)「安定供給の確保」、2)「環境への適合性」、3)「市場原理の活用」の3つを柱にしている。この基本に加え、エネルギーを機軸とした経済成長の実現と、エネルギー産業構造改革を新に追加した計画の制定により、2030年までの約20年間に視野に入れた施策の方向性が定められた。

#### 【基本計画の概要】

- 1)2030年に向けての5つの数値目標。
  - (1)エネルギー自給率（現在18%）と[化石燃料](#)の自主開発比率（現在約26%）をそれぞれ倍増させ、自主エネルギー比率を約70%（現在約38%）に引き上げる。
  - (2)[ゼロ・エミッション](#)電源（原子力と[再生可能エネルギー](#)による）の電源構成に占める比率を約70%（2020年には約50%）にする（現在は約34%）。
  - (3)家庭部門におけるエネルギー消費に伴って発生する[二酸化炭素](#)（CO<sub>2</sub>）の量を半減する。
  - (4)産業部門において、世界最高のエネルギー利用効率を維持・強化する。
  - (5)わが国が得意とし、市場拡大が見込まれるエネルギー関連製品・システムの国際市場で、日本企業がトップシェアを獲得する。  
なお、計画は、少なくとも3年ごとに、必要があると認めるときには変更することとする、とされている。